

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の
サービスの宣誓に関する条例

昭和45年3月5日

条例第5号

改正 平成元年2月条例第4号

令和3年7月 同 第1号

同 3年11月 同 第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、
職員のサービスの宣誓に関し規定するものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、管理者又は管理者の定める上級の公務員の面前
において、別記様式による宣誓をなし、かつ、宣誓書に署名してからでなければ
その職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、管
理者が定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年11月条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名